

子どもの医療費助成

医療福祉費支給制度(マル福)
境町医療費助成制度(マル境)

対象者

- ・0歳から18歳(18歳到達年度の3月末まで)、19歳・20歳の学生(20歳到達年度の3月末まで)
- ・所得制限はありません。

自己負担について



●茨城県内の医療機関等を受診する場合 ⇒ 役場での手続きはありません。(※)

受給者証、マイナ保険証等を提示して受診してください。

外来:医療機関ごとに1日600円 月2回(1,200円)まで

入院:医療機関ごとに1日300円 月3,000円まで

調剤(保険適用分):自己負担なし

○お支払いいただいた自己負担は後日指定口座にお振込みします。

(※)ただし、以下の場合は県内の医療機関等を受診した場合でも、支給申請が必要です。

- ・医療機関に月に1回かかり、自己負担が600円未満だった場合
- ・同一医療機関に月に2回かかり、どちらも自己負担額が600円未満だった場合

●茨城県外の医療機関等を受診する場合 ⇒ 役場での支給申請が必要です。

受給者証は使用できません。マイナ保険証等のみで受診してください。

後日、指定口座にお振込みしますので、役場で手続きをお願いします。

<必要なもの>

- ・受給者証
- ・マイナ保険証等
- ・領収書(原本)
- ・印鑑

◆受給資格は毎年自動更新されますが、19歳・20歳の学生は窓口での申請が毎年必要です。

◆保険診療以外のもの(予防接種や健診、個室料等)には使えません。

次のときは、保険年金課へ届け出てください

- ・住所・氏名・健康保険(記号・番号)等、届出内容が変わったとき
- ・交通事故や傷害事件等の第三者行為によってケガや病気になったとき
- ・高額療養費や付加給付金があるとき

(保険者からの支給決定通知書や支給明細書等の提出をお願いします)

注意事項

- ・中学生から18歳までの境町医療費助成受給者証(オレンジ)は、入院には使用できません。入院予定の場合は、保険年金課までお問い合わせください。
- ・学校管理下でのけが等で診療を受けるときは、日本スポーツ振興センターの給付制度をご利用ください。